第154号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号) の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の40」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

高等学校等教育職給料表

教育職 員の区	\職務 の級	1級	2 級	特2級	3 級	4 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,084	200,637	261,482	330,070	418,471
	2	157,593	202,346	263,996	332,283	420,282
	3	159,101	204,056	266,309	334,596	422,092
	4	160,610	205,766	268,622	336,708	423,801
	5	162,319	207,576	271,237	339,021	425,310
	6	164,230	209,286	273,650	341,234	426,819
	7	166,041	210,995	275,863	343,547	428,729
	8	167,851	212,604	278,076	345,860	430,640
	9	169,661	214,415	280,389	347,771	432,451
	10	171,773	216,326	282,702	349,883	434,261
	11	173,784	218,236	285,115	352,095	436,172
	12	175,796	220,147	287,328	354,207	437,982
	13	177,807	221,857	289,742	356,319	439,692
	14	180,020	223,868	291,854	358,330	441,602
	15	182,232	225,880	293,764	360,342	443,413
	16	184,445	227,891	295,776	362,353	445,323
	17	186,758	229,802	297,988	364,163	447,033
	18	189,373	232,517	300,503	366,074	448,843
	19	191,887	235,233	303,017	368,086	450,654
	20	194,401	237,948	305,732	370,097	452,464
	21	196,916	240,563	308,045	371,807	454,073
	22	198,625	243,379	310,660	373,718	455,783
	23	200,335	245,994	312,973	375,628	457,694
	24	202,045	248,709	315,689	377,539	459,403
	25	203,553	251,223	318,304	378,947	461,113
	26	205,263	253,738	320,617	380,758	462,722
		206,973	256,252	323,030	382,568	464,331
	27 28	208,582	258,565	325,243	384,479	465,840
	29	210,000	261,280	227 556	386,389	467,348
	30	210,090 211,800	263,694	327,556 329,567	388,300	467,546
	31	213,510	265,907	331,780	390,211	469,963
	32	215,219	268,119	333,992	392,223	471,271
	33	216,828	270,332	336,004	393,932	472,477
				338,116	395,642	
	34 35	218,639	272,544			473,181 473,885
	36	220,449 222,259	274,757 276,768	340,328 342,440	397,251 399,061	473,885 474,589
	37	223,868	279,081	344,552	400,268	475,193

	38	225,679	281,093	346,664	401,777	
	39	227,489	283,003	348,877	403,185	
	40	229,299	285,015	350,989	404,593	
	41	231,009	286,825	353,101	406,302	
	42	232,718	289,239	355,213	407,710	
	43	234,328	291,552	357,224	409,018	
	44	235,937	294,066	359,336	410,526	
	45	237,546	296,178	361,247	412,135	
	46	238,954	298,692	363,258	413,443	
	47	240,261	301,006	365,270	414,951	
	48	241,468	303,721	367,281	416,560	
	40	949.077	200 125	200 001	410.970	
	49	242,977	306,135	368,991	418,270	
	50	244,485	308,548	370,801	419,678	
	51	245,692	311,063	372,712	421,287	
	52	247,201	313,376	374,723	422,796	
	53	248,407	315,689	376,634	424,505	
	54	249,614	317,901	378,444	426,014	
	55	251,022	320,013	380,255	427,623	
	56	252,128	322,226	381,964	429,232	
	57	253,436	324,438	383,473	430,741	
	58	254,542	326,550	385,082	432,249	
	59	255,648	328,763	386,792	433,456	
	60					
	60	256,855	330,774	388,501	434,663	
	61	258,163	332,886	389,708	435,870	
	62	259,470	334,998	391,116	437,177	
	63	260,878	337,211	392,524	438,485	
	64	262,085	339,423	393,832	439,692	
	65	263,392	341,334	395,240	440,898	
	66	264,901	343,547	396,446	442,105	
	67	266,409	345,659	397,854	443,312	
	68	268,119	347,871	399,262	444,519	
	69	269,628	349,782	400,570	445,726	
	70	271,036	351,693	401,877	446,933	
	71	272,444	353,805	403,285	448,139	
	72	273,852	355,816	404,593	449,346	
	79	054.050	057 500	405.000	450 450	
	73	274,958	357,526	405,900	450,453	
	74	276,366	359,437	407,308	451,056	
再任用	75	277,774	361,247	408,716	451,559	
教育職 員以外	76	278,981	363,158	410,023	452,062	
の教育	77	280,389	365,069	411,230	452,565	
職員	78	281,596	366,778	412,437	102,000	
1445只	79	282,802	368,488	413,744		
	80	284,009	370,097	415,152		
	00	404,000	010,001	410,104		

I	01	005 115	071 000	410,400	1	1
	81	285,115	371,606	416,460		
	82	286,322	373,114	417,667		
	83	287,529	374,623	418,672		
	84	288,736	376,031	419,879		
	85	289,943	377,137	421,086		
	86	291,049	378,545	422,293		
	87	292,155	379,953	423,500		
	88	293,362	381,260	424,505		
	89	294,569	382,568	425,612		
	90	295,675	383,875	426,617		
	91	296,882	385,082	427,623		
				428,629		
	92	298,089	386,389	428,029		
	93	298,793	387,697	429,534		
	94	299,799	388,803	430,339		
	95	300,905	390,111	431,143		
	96	302,112	391,317	431,948		
	97	303,117	392,725	432,752		
	98	304,224	393,731	433,154		
	99	305,229	394,837	433,557		
	100	306,336	395,843	433,959		
	101	307,241	396,748	434,361		
	102	308,347	397,754	434,663		
	103	309,453	398,860	434,965		
	104	310,459	399,966	435,266		
	105	011 000	400.670	405 500		
	105	311,063	400,670	435,568		
	106	311,968	401,576	435,870		
	107	312,772	402,481	436,172		
	108	313,577	403,386	436,373		
	109	314,482	404,190	436,574		
	110	314,884	405,095	436,876		
	111	315,286	405,900	437,177		
	112	315,789	406,705	437,378		
	113	316,393	407,308	437,580		
	114	316,795	408,012	437,881		
	115	317,298	408,716	438,183		
	116	317,801	409,420	438,384		
	117	318,404	410,023	438,585		
	118	318,907	410,526			
	119	319,309	410,929			
	120	319,812	411,331			
	121	290 215	411,733			
		320,315				
	122	320,717	412,035			
	123	321,220	412,337			
	124	321,723	412,538			

	125	322,326	412,739			
	126	322,628	413,040			
	127	322,930	413,342			
	128	323,231	413,543			
		222 422	440 544			
	129	323,433	413,744			
	130	323,734	414,046			
	131	324,036	414,348			
	132	324,338	414,549			
	133	324,539	414,750			
	134	324,740	415,052			
	135	324,941	415,354			
	136	325,243	415,555			
	137	325,545	415,756			
	138	325,746	416,058			
	139	326,047	416,359			
	140	326,349	416,560			
	141	326,550	416,762			
	142	326,751	417,063			
	143	327,053	417,365			
	144	327,254	417,566			
		005 550	415 505			
	145	327,556	417,767			
	146 147	327,757 328,059				
	148	328,361				
	140	520,501				
	149	328,562				
	150	328,763				
	151	329,065				
	152	329,366				
	153	329,567				
再任用						
教育職		234,529	275,058	303,922	332,182	416,762
員						

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表に定める額に7,743 円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養 親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)別表第1に掲げる行 政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員でその職 務の級が9級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定める もの(以下「行9級相当教育職員」という。)に対しては、支給しない。

第18条第2項中「みち」を「途」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、 同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2 号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫 第18条第 3 項を次のように改める。
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき 6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるも のに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの(以下「行8級相 当教育職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶 養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円 とする。

第19条第1項中「がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに該当する」を「(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに教育職員となった者に扶養親族がある場合又は教育職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第1号中「場合」の次に「(行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」を加え、同項第2号中「前条第2項

第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5 号」に改め、「至った場合」の次に「及び行り級相当教育職員に扶養親族たる 配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3 号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「(行9級相当教育 職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「、扶養親族」を「、 行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員 に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族た る子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相 当教育職員以外の教育職員となった日、教育職員に扶養親族(行9級相当教育 職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るも の」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を 「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、 「死亡した日」の次に「、行り級相当教育職員以外の教育職員から行り級相当 教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による 届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規 定による届出に係るものがないときはその教育職員が行り級相当教育職員と なった日」を、「の扶養親族」の次に「(行9級相当教育職員にあっては、扶 養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項 中「これを受けている教育職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場 合、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係る ものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けてい る教育職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は 教育職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間 にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれか に掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けて いる教育職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「(扶養 親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶 者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親

族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている教育職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による 届出に係るものがある行9級相当教育職員が行9級相当教育職員以外の教 育職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級相当教育職員が行8級相当教育職員及び行9級相当教育職員以外の教育職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び 扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教育職員で行9 級相当教育職員以外のものが行9級相当教育職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教育職員で行8級相当教育職員及び行9級相当教育職員以外のものが行8級相当教育職員となった場合
- (7) 教育職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち 特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第24条第 5 項中「職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第 1 号)別表第 1 に掲げる」を削る。

第25条第2項中「100分の80」を「100分の77.5」に、「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 8 項から第 10項までの規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第1条の規定(県立学校の教育職員の給与に関する条例(以下「給与条例」 という。)第25条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正 後の給与条例の規定及び附則第5項から第7項までの規定は平成28年4月1日 から、第1条の規定による改正後の給与条例第25条第2項の規定は平成28年12 月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成28年4月1日 以後分として支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定 による給与の内払とみなす。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 平成28年4月1日(以下この項及び次項において「適用日」という。)前に 職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を 異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成26年改正条例附則の規定の適用を受ける教育職員の給料の額の特例)

5 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年島根県条例第52号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第5項の規定の適用を受ける教育職員(同項に規定する特定教育職員に限る。)で、第1条の規定による改正後の給与条例附則第12項本文の規定により定められる給料月額と平成26年改正条例附則第5項の規定により定められる給料の額との合計額が、第1条の規定による改正前の給与条例附則第12項本文の規定により定められる給料の額との合計額と平成26年改正条例附則第5項の規定により定められる給料の額との合計額に達しないこととなるものの同項の規定による給料の額は、適用日から

- この条例の施行の日の前日までの間、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、その差額に相当する額を加えた額とする。
- 6 平成26年改正条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員について、前項の規定の適用を受ける教育職員との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第7項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。
- 7 平成26年改正条例附則第8項の規定の適用を受ける教育職員について、前2項の規定の適用を受ける教育職員との権衡上必要があると認められるときは、 人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改 正後の給与条例第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号まで の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第3項及び第 19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等について は1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8 級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの(以下 「行8級相当教育職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき 10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以 下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教育職員に 配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3 号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母 等」という。)については1人につき6,500円(教育職員に配偶者及び扶養親 族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同 条第1項中「扶養親族(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限 る。)がある場合、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職

員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに教育職員となった者に扶養親族がある場合又は教育職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者が「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った

ある場合を除く。)」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母 (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母

者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当す等がある教育職員が配偶者のない教育職員となった場合(前号に該当する場合等がある教育職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除る扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親を除く。)

(。)

族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

と、同条第2項中「扶養親族

J

(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員以外の教育職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とある

のは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級相当教育職員以外の教育職員から行 9 級相当教育職員となった教育職員に扶 養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合にお いてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない ときはその教育職員が行9級相当教育職員となった日」とあるのは「死亡した 日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若 しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けて いる教育職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合 においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、 「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改 定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教育職員で配 偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養 親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の 規定による届出に係るものがある教育職員であって配偶者及び扶養親族たる子 で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養 親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の 支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる 子で第1項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職 員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及 び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定によ る届出に係るものがある教育職員であって扶養親族たる子で同項の規定による 届出に係るもののないものが配偶者のない教育職員となった場合における当該 扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養 親族(行り級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるの は「扶養親族」とする。

9 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第3項及び第

19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とある のは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」 と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに 相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの(以下「行8級相当教育 職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項 第2号」と、同条第1項中「扶養親族(行9級相当教育職員にあっては、扶養 親族たる子に限る。)がある場合、行9級相当教育職員から行9級相当教育職 員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるの は「扶養親族」と、同項第1号中「場合(行9級相当教育職員に扶養親族たる 配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」と あり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶 者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」 と、同条第2項中「扶養親族(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる 子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教育職員 から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶 者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定に よる届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員以外の教 育職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係 るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場 合」と、「死亡した日、行9級相当教育職員以外の教育職員から行9級相当教 育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届 出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定 による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」と あるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行9級相当教育職員にあっては、扶 **養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。**

10 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改

正後の給与条例第18条第1項ただし書並びに第19条第3項第3号及び第5号の 規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第3項及び第19 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるの は「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以 下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは 「が8級以上」と、「行8級相当教育職員」とあるのは「行8級以上相当教育 職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養 親族(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場 合、行り級相当教育職員から行り級相当教育職員以外の教育職員となった教育 職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号 中「場合(行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を 具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合 及び行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに 至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(行9 級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親 族」と、「なった日、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育 職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその 教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはそ の教育職員が行9級相当教育職員以外の教育職員となった日」とあるのは 「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは 「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相 当教育職員以外の教育職員から行9級相当教育職員となった教育職員に扶養親 族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合において その教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき はその教育職員が行9級相当教育職員となった日」とあるのは「死亡した日」 と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4 号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、 同項第2号中「扶養親族(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に

限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行8級相当教育職員が行8級相当教育職員及び行9級相当教育職員」とあるのは「行8級以上相当教育職員が行8級以上相当教育職員」と、同項第6号中「行8級相当教育職員及び行9級相当教育職員」とあるのは「行8級以上相当教育職員」と、「が行8級相当教育職員」とあるのは「が行8級以上相当教育職員」とする。

(人事委員会規則への委任)

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。